

平成29年第2回（2月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成29年2月10日(金)
開 会 10時00分 閉 会 11時18分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室3

3. 出席委員 〃

委員の定数 16名

出席委員数 15名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

	高原 孝幸
瀬口 勝美	宇佐 正人
井上 幸子	太田 克弘
樋口 翌	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
是木 則幸	土屋 豊一
若山 清敏	畑田 英文

欠席委員の氏名 是木 輝義

4. 付議事項

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第3号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について

議案第4号 平成29年度吉富町耕耘料等利用料の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。本日は、是木会長より奥様の訃報のため欠席との報告を受けています。本日の議事進行につきましては、瀬口副会長にお願いをしています。それでは、ただ今より平成29年第2回2月総会を開催いたします。
瀬口副会長	それでは、開会に先立ちまして瀬口副会長よりご挨拶をお願いいたします。 委員の皆さん、お忙しい中また昨日今日とお寒い中ご出席いただきまして、有難うございます。立春とは名ばかりの寒い日が続いておりますが、皆さんお身体に気をつけてください。 このたびは是木会長の奥様がお亡くなりになりましたので、今回代

	<p>行することになりました。何分不慣れではありますがよろしくお願 しいたします。</p> <p>それでは、ただいまから平成29年第2回2月の総会を開催いた します。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に は畑田委員、井上委員のお二人を指名いたします。</p> <p>(農地改良届出書についての審議)</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第2号 農地法第5条第1項 の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説 明をお願いします。</p> <p>1ページをご覧ください。「議案第2号 農地法第5条第1項の 規定による許可申請書について」です。この案件は、この農地を第 三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津346番2 田 242㎡ 譲渡人：大阪府高槻市南平台〇丁目〇〇番〇〇号 Y. Y 申請農地：吉富町大字広津349番2 田 1,863㎡ 吉富町大字広津349番3 田 2,39㎡ 吉富町大字広津352番4 田 72㎡ 譲渡人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 N. H(持分1/2) 吉富町大字広津〇〇〇番地〇 N. N(持分1/2) 申請農地：吉富町大字広津351番3 畑 50㎡ 吉富町大字広津351番4 畑 14㎡ 吉富町大字広津351番5 畑 1,30㎡ 譲渡人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 N. A 譲受人：宇佐市大字下元重〇〇番地の〇 〇〇〇〇(株) 代表取締役 N. K 転用理由：共同住宅(鉄筋三階建)1棟 建築面積 280㎡ (その他議案内容朗読及びP2からP12説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種住居地域」内の 農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろ しくご審議願います。</p>
事務局	
瀬口副会長	<p>それでは、地元委員の菊委員さん、申請地の状況や聞き取り内容 などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
菊委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現在は荒廃農地と なっています。入口につきましては線路沿いに進入路を造るとい うことで問題はありません。</p>
瀬口副会長	<p>菊委員並びに事務局より説明がありました。</p>
各委員	<p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願 いします。</p>
瀬口副会長	<p>(質疑なし)</p>
各委員	<p>ございませんようでしたら、議案第2号については承認すること にご異議はございませんか。</p>

各委員	(異議なし)
瀬口副会長	それでは、議案第2号に関しては承認することと決めます。
	続きまして、「議案第3号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」
事務局	について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
	13ページをご覧ください。「議案第3号 吉富町農業振興地域
	整備計画の変更について」です。これは、5条申請に向けての除外
	申請が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件及
	び以前除外された土屋の案件が中止されたことによる編入案件で
	ございます。14ページをお開きください。まず除外案件の番号1
	の説明です。
	土地の所在：吉富町大字今吉366番1 田 674㎡
	計画変更の目的：建売分譲2棟及び敷地延長1件
	続きまして番号2の説明です。
	土地の所在：吉富町大字今吉367番1 田 722㎡
	計画変更の目的：建売分譲2棟
	続きまして番号3の説明です。
	土地の所在：吉富町大字広津1196番1 田 24㎡
	吉富町大字広津1196番4 田 28㎡
	吉富町大字広津1196番5 田 24㎡
	吉富町大字広津1200番1 畑 75㎡
	吉富町大字広津1201番1 田 299㎡
	計画変更の目的：住宅建設及び進入路
	続きまして番号4の説明です。
	土地の所在：吉富町大字別府471番1 田 278㎡
	計画変更の目的：住宅建設
	最後に番号5の説明です。
	土地の所在：吉富町大字鈴熊183番 田 1,474㎡
	計画変更の目的：建売住宅5棟
	(P15～28他資料内容朗読説明)
	番号1及び2につきましては、昨今5条転用許可が頻繁に出され
	ている今吉地区であり、本委員会では「第1種農地例外要件：住宅
	その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生
	活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とい
	う事で転用やむなしの意見をつけている地区です。
	番号3につきましては、前回の除外案件に接続した案件で、本委
	員会では「第1種農地例外要件：住宅その他申請に係る土地の周辺
	の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で
	集落に接続して設置されるもの」という事で転用やむなしの意見
	をつけている地区です。
	番号4につきましては、別府地区の村中の案件で県より「第2種
	農地：宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ10ha未満」と

判断されている農地です。

番号5につきましては、鈴熊地区のほ場整備の中ですが、県より「第1種農地例外要件：住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断されている農地です。

次に編入の案件ですが番号1の説明です。

土地の所在：吉富町大字土屋134番1 田 337㎡
吉富町大字土屋135番1 田 1, 203㎡
吉富町大字土屋137番 田 613㎡
吉富町大字土屋138番1 田 673㎡

計画変更の目的：当初計画 建売住宅9棟

計画変更の理由：転用事業者倒産による計画頓挫のため

次に番号2の説明です。

土地の所在：吉富町大字土屋124番 田 500㎡
吉富町大字土屋129番2 田 91㎡
吉富町大字土屋130番 田 21㎡
吉富町大字土屋134番1 田 398㎡
吉富町大字土屋136番 田 1, 082㎡

計画変更の目的：当初計画 駐車場

計画変更の理由：利用計画がなくなったため。

(P30～31他資料内容朗読説明)

この土屋の案件は、平成24年12月に県より除外の許可が下りた案件ですが、なかなか計画が進まないため関係者に確認したところ、この計画は現実性が全くないとの回答を得たため、転用の実現性がないのなら本来の姿に戻すべきとのことから、今回編入する案件です。

除外については、以上説明しました判定が想定される案件でありますので、その辺を考慮のうえご審議ください。

また、編入につきましても本来の姿に戻す案件でありますので、その辺を考慮のうえご審議ください。

瀬口副会長

事務局より説明がありました。議案3号の案件についてご意見をいただきたいと思います。案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

各委員

(質疑等なし)

瀬口副会長

それでは、議案第3号につきまして、県の判断にもよりますが、除外に特段の問題なしということで、書面としては第1種農地の例外規定の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」及び第2種農地の「宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ10ha未満」ということで除外については、支障ないものと認めるとの意見具申をおこなってよろしいでしょうか。また、編入

各委員 瀬口副会長	<p>についても問題なしということによろしいでしょうか。異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局長 事務局長 瀬口副会長	<p>では、「議案第3号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」につきましては先程の意見を具申したいと思えます。</p> <p>それでは、次に「議案第4号 平成29年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」です。</p> <p>事務局説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>1月30日開催の吉富町耕耘料等利用料協議会にて審議いただいた平成29年度案の承認を願いたく上程しています。</p> <p>(P32から議案、利用料(案)について朗読説明)</p> <p>今回協議会の中で色々なご意見もありましたが、湿田の改良として、弾丸暗渠を追加してはどうかとの意見がありましたので新規追加とし、その他については前年度と同様でということになりましたのでよろしくご審議ください。</p>
瀬口副会長	<p>事務局より説明がありました。議案4号の案件についてご意見をいただきたいと思えます。案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手お願いします</p>
各委員 瀬口副会長	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員 瀬口副会長	<p>(異議なし)</p> <p>では、「議案第4号 平成29年度吉富町耕耘料等利用料」については承認することと決めます。</p>
事務局	<p>ご承認いただいた「耕耘料等利用料」については3月号広報、町のホームページ及び農家に回覧でお知らせしたいと思えます。</p> <p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>36ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>この案件は、IさんとEさんの6年間の利用権です。借手の都合による合意解約です。</p>
瀬口副会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか？</p>
事務局 事務局 瀬口副会長	<p>同じ地番があるみたいだが？</p> <p>地目は田ですが一部土地改良届出により畑地となっています。</p> <p>他に何かありませんか？</p>
各委員 瀬口副会長	<p>(質疑なし)</p> <p>では、次にその他の項目「農業委員会総会日程の年間計画について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>総会の開催日・公開である旨の周知をするための事前に年間計画</p>

	<p>を決定するためのものです。原則毎月25日締め切りの翌月の10日総会を基本とし、休日の場合は締め切りを休日明け、総会は休日前の日としています。また月曜日が吉富フォーユー会館の休館日となっていますので、その場合も休日の前の日としています。</p> <p>なお、12月と1月は事務局及び県の事務処理の都合で設定しています。計画としては是非これで願えればと考えています。前月の総会時に再度確認をいたしますので、欠席多数が想定される場合については、臨機応変対応したいと考えています。</p>
瀬口副会長	<p>委員の皆さんそういうことでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
各委員 事務局	<p>(各地区内での情報交換)</p> <p>農業委員の公募状況について</p>
瀬口副会長 事務局	<p>その他特に無いようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p> <p>予定どおり、3月10日(火)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
各委員 瀬口副会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、これをもちまして平成29年第2回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>11時18分 閉会</p>